

# インセンティブ制度に係る令和元年度実績の 評価方法等について

# インセンティブ制度の概要

## 制度趣旨

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる**保険料率（0.01%）**を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、**上位23支部**については、報奨金によるインセンティブを付与。

## 評価指標・評価指標ごとの重み付け

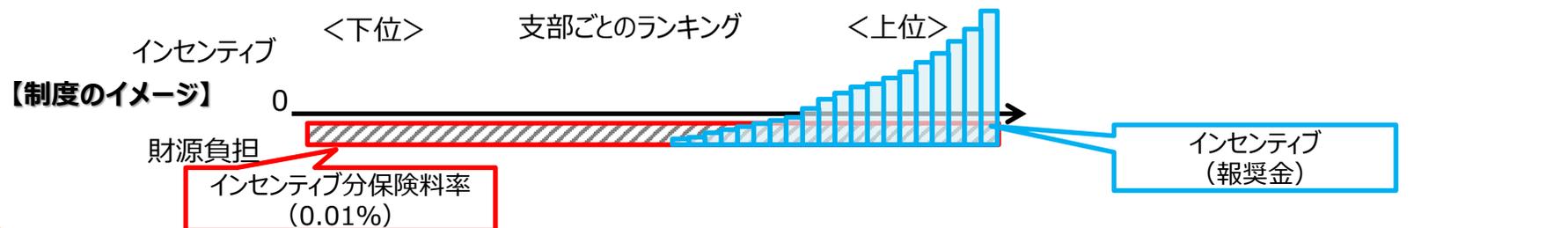
- 特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部をランキング付けする。

## 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%（※）を盛り込む。  
（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。

- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、**3年間で段階的に導入**する。  
**平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004% ⇒ 令和元年度の実績（令和3年度保険料率）：0.007% ⇒ 令和2年度の実績（令和4年度保険料率）：0.01%**

- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位23支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。



# インセンティブ制度の評価指標

## 評価指標

【 】は各指標内の重みづけ

### 1 特定健診等の受診率

- ①受診率【60%】
- ②受診率の対前年度上昇幅【20%】
- ③受診件数の対前年度上昇率【20%】

### 2 特定保健指導の実施率

- ①実施率【60%】
- ②実施率の対前年度上昇幅【20%】
- ③実施件数の対前年度上昇率【20%】

### 3 特定保健指導対象者の減少率

### 4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

- ①要治療者の医療機関受診率【50%】
- ②要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

### 5 後発医薬品の使用割合

- ①使用割合【50%】
- ②使用割合の対前年度上昇幅【50%】

## 〔検討の背景〕

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、協会が行う特定健診や特定保健指導等の実施状況について、**都道府県により地域差**が生じていることを踏まえ、**令和元年度インセンティブ制度の評価方法等を検討**する必要がある。
- 具体的には、**令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の協会の業務を縮小又は中止としたことの影響を考慮**する必要がある。
  - 協会主催の集団健診 …………… 指標1、2、3
  - 対面による特定保健指導（協会保健師等） …………… 指標2
  - 医療機関への受診に係る一次勧奨文書送付対象者への支部での二次勧奨 …… 指標4
  - 見える化ツール等を活用した医療機関・薬局への訪問による情報提供 …………… 指標5
- また、上記以外の状況として、**契約健診機関が自主的に健診業務を中止したことや、加入者の医療機関・健診機関への受診の自粛があったことにも留意**する必要がある。

〔論点〕

- ① 令和元年度実績を令和3年度保険料率に反映する場合において、0.007%と既に定められているが、令和元年度実績には、予期できない新型コロナウイルス感染症の影響があったため、**0.007%のままとしてよいか。**
- ② 各評価指標の令和元年度実績を確定するにあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**評価方法を変更する必要があるか。**

※令和2年度実績については、政府による緊急事態宣言（4月7日～5月25日）が発出されるなど、年度当初から新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、予定どおり引き上げることとしてよいか、**改めて検討する必要がある。**

# インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等に関するご意見

## 岐阜支部評議会のご意見（抜粋）

- 令和元年度実績のインセンティブ分保険料率への反映について、**0.007%の計画通りの引き上げに異議なし。**
- 令和2年度実績には大きな影響が出ており、どうなるか分からないが、**令和元年度の実績分（0.007%の計画）については変更する必要はない。**
- 令和元年度実績の評価方法については、公平性の観点からも、**事務局提示の各案で異議なし。**

## 他支部評議会のご意見（抜粋）

- インセンティブ分の保険料率については、12ヶ月のうち1ヶ月（令和2年3月）という限定的な影響であるため、**これまで進めてきたルール通りに0.007%でよい**と考える。（令和元年度の実績が令和3年度保険料率に反映）
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月以降に生活習慣病予防健診及び特定保健指導等を見合わせた健診機関等が多い支部について考慮すると、**評価方法は事務局提案の方法が望ましい**と考える。
- 保険料率、評価方法ともに賛成**である。しかし、新型コロナウイルスの影響を考えると令和2年度の評価をどのようにするのか早めに議論していくべきと考える。

# <結論> インセンティブ制度に係る新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応の考え方

## 論点1 <インセンティブ制度に係る保険料率> 下記の事務局提示案の通りで実施

- 令和元年度実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大があったので、受診の自粛等が起きており、その影響があると考えられるが、**当該影響は令和2年3月のみの限定的なもの**であることに加え、論点②で示す評価方法案を採用した場合、当該影響は最小限に抑えられると考えられることから、**当初方針どおり保険料率は0.007%で実施。**

## 論点2 <インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法> 下記の事務局提示案の通りで実施

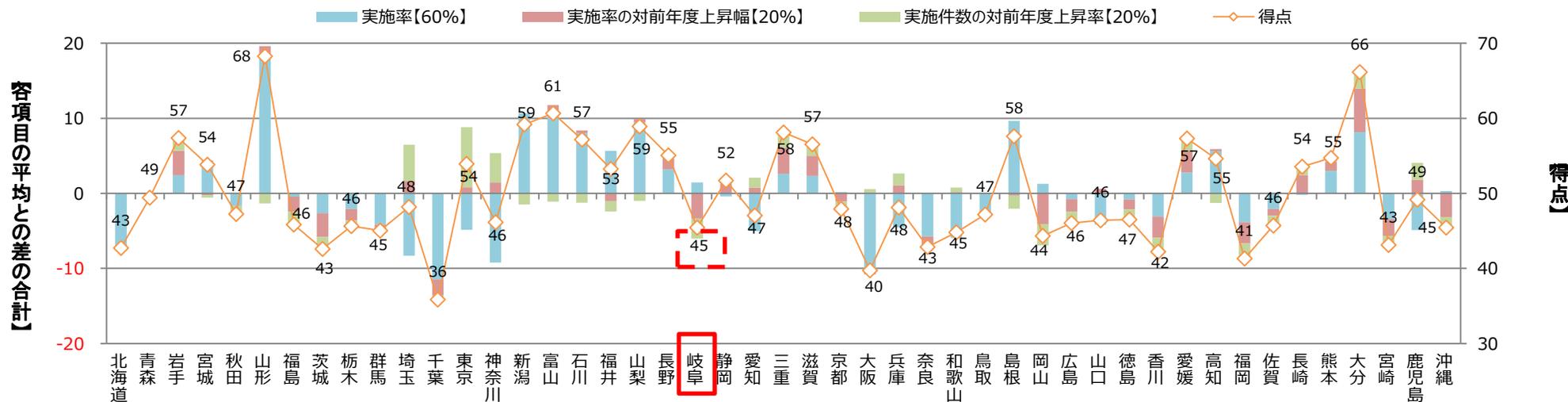
評価指標	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法の変更点
【指標1】 特定健診等の実施率	○ 令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。
【指標2】 特定保健指導の実施率	○ 分母について、令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。 ○ 分子については、平成31年4月から令和2年3月分実績で評価する。
【指標3】 特定保健指導対象者の減少率	○ 変更なし
【指標4】 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	○ 平成31年4月から令和元年11月の間に一次勧奨をした対象者の実績で評価（加入者が医療機関への受診を自粛した令和2年3月から5月等を評価の対象外とする。）
【指標5】 後発医薬品の使用割合	○ 変更なし

# インセンティブ制度に係る 令和元年度実績（確定値）について

# 令和元年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

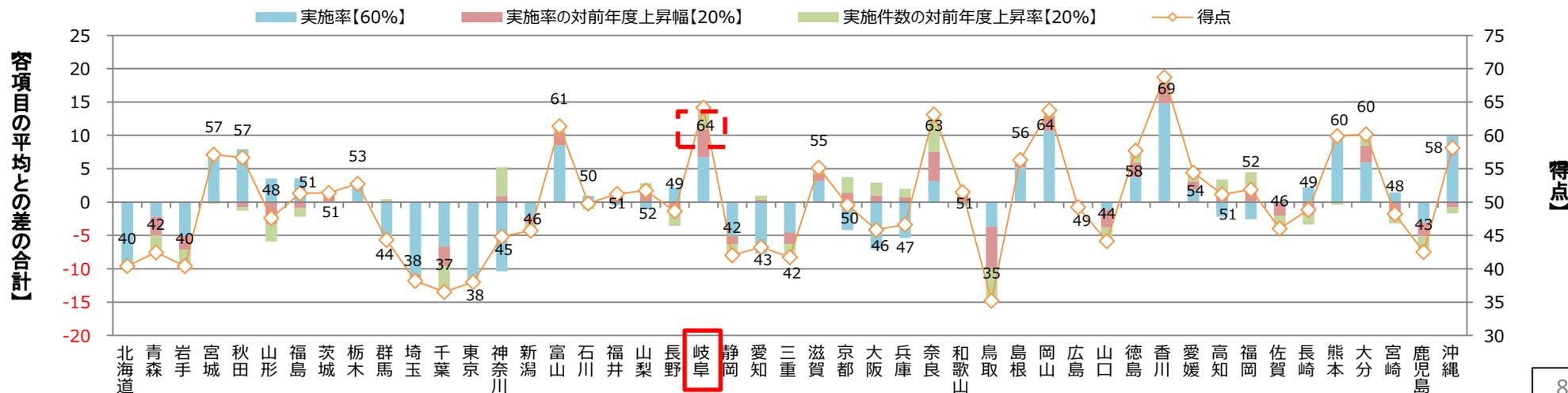
## 指標 1. 特定健診等の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

36位



## 指標 2. 特定保健指導の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

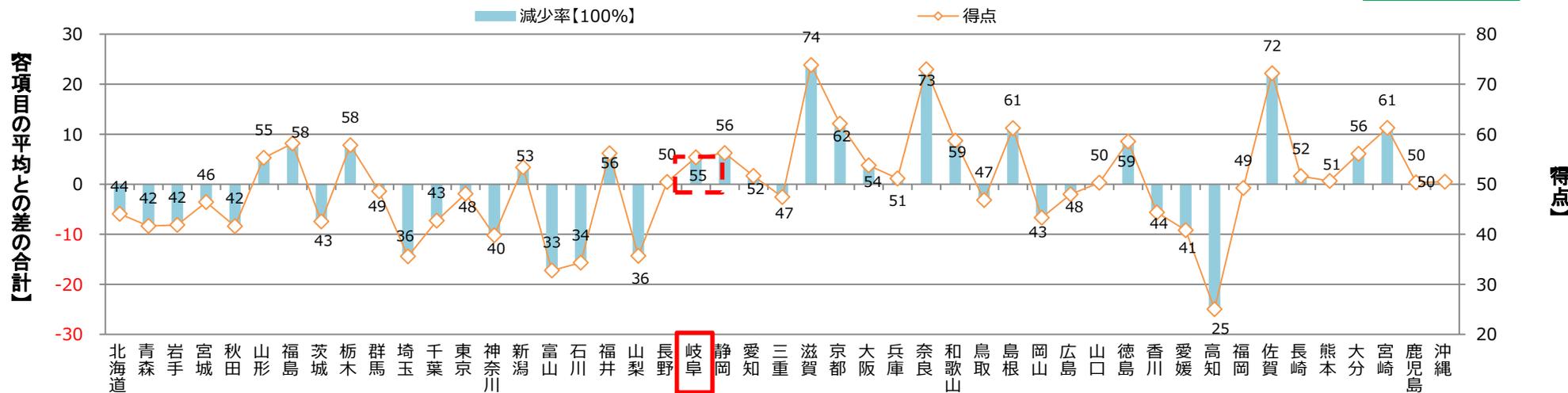
2位



# 令和元年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

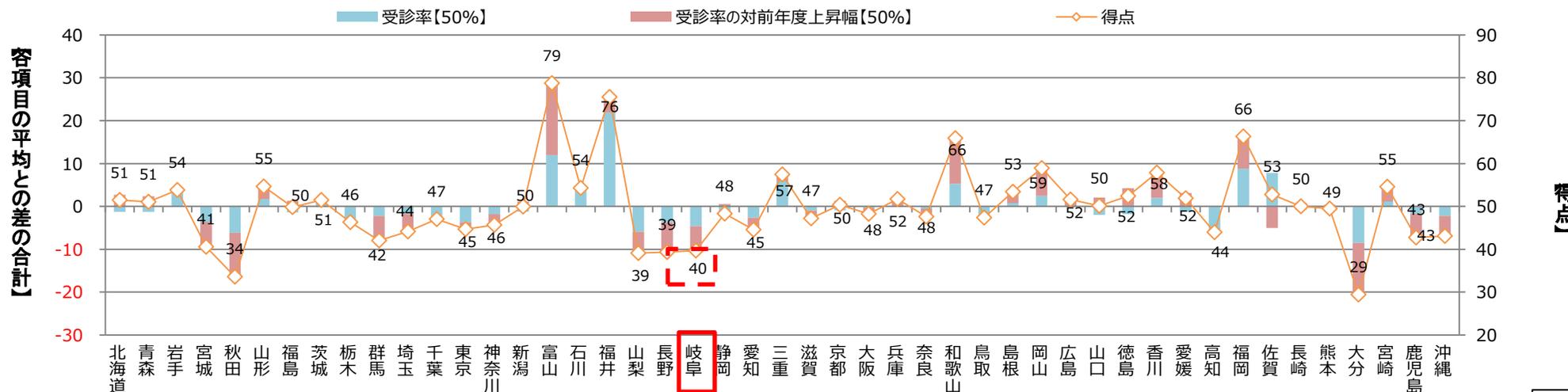
## 指標3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

14位



## 指標4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

43位

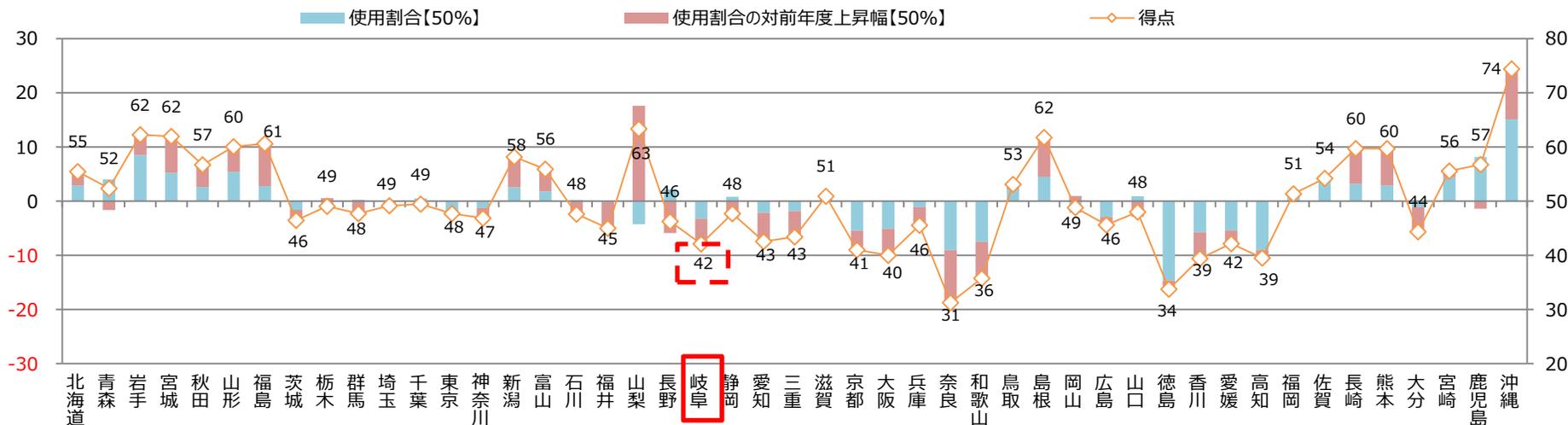


# 令和元年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

## 指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

40位

各項目の平均との差の合計

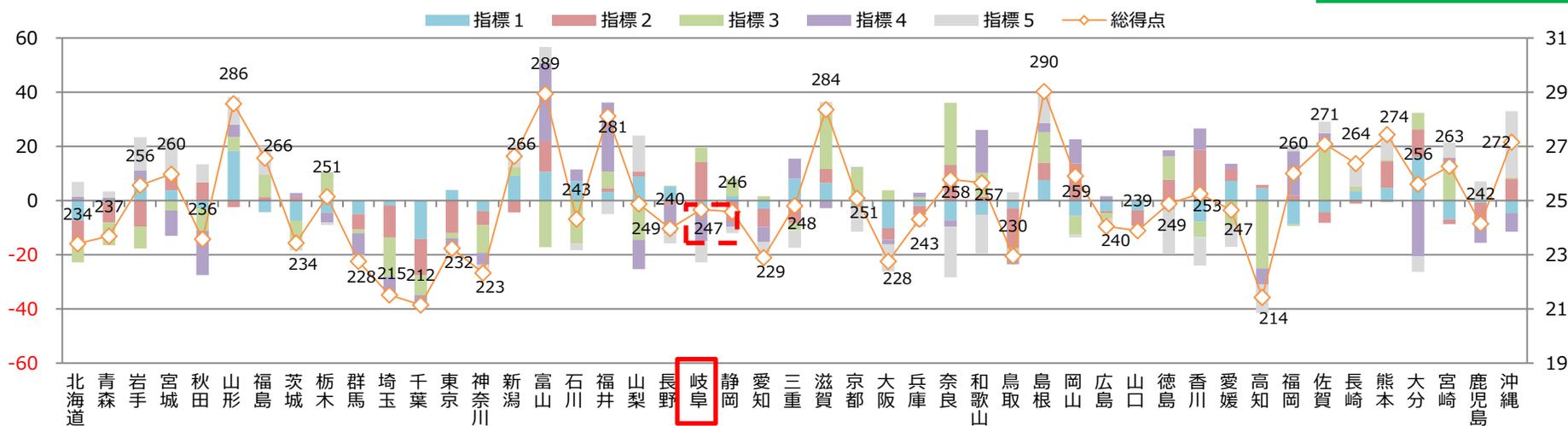


【得点】

## 5つの評価指標の総得点及び 各評価指標の全国平均との差

総合順位 26位

各評価指標の平均との差の合計



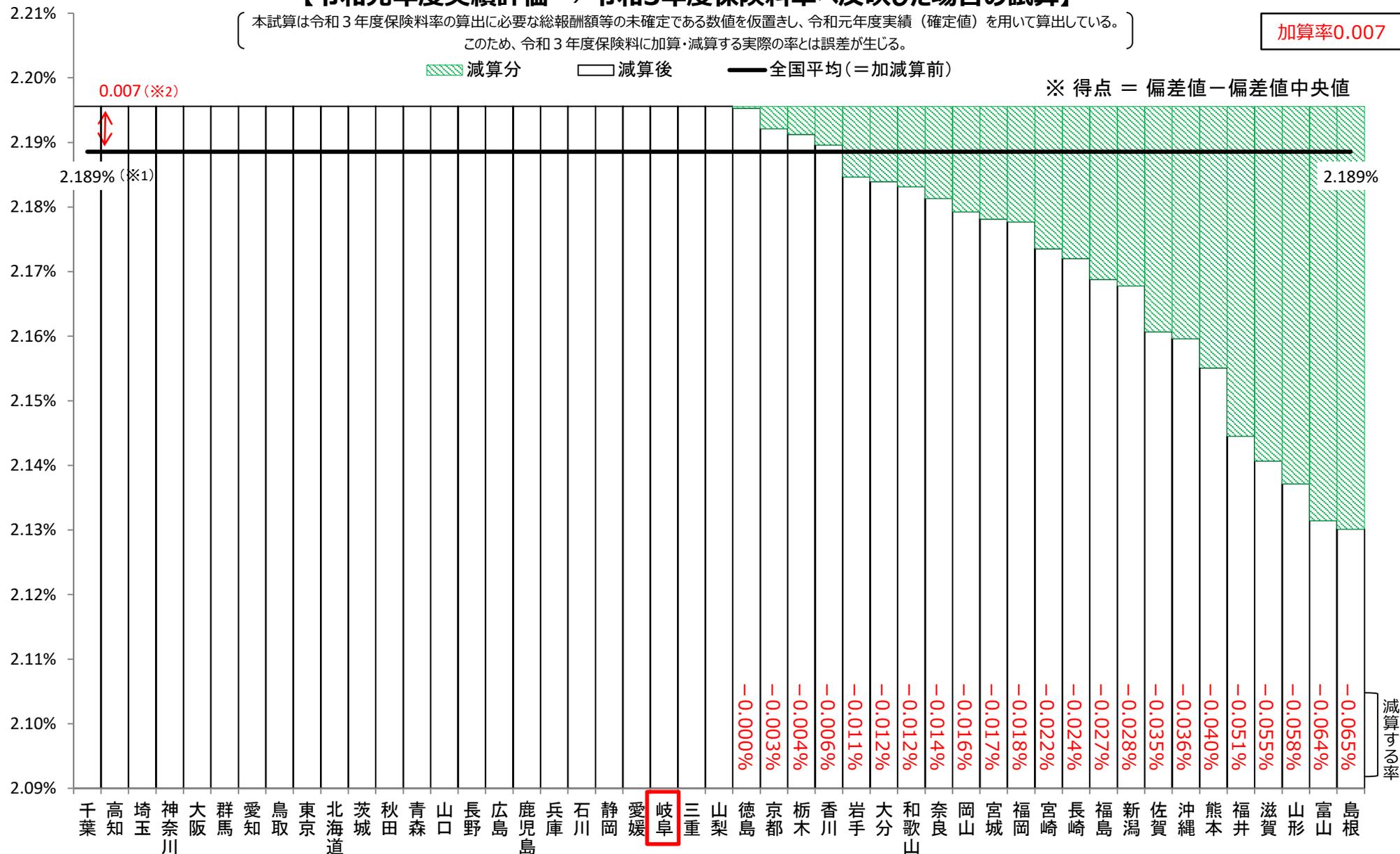
【総得点】

# 令和元年度実績（4月～3月）のデータを用いた試算

## 【令和元年度実績評価 ⇒ 令和3年度保険料率へ反映した場合の試算】

〔本試算は令和3年度保険料率の算出に必要な総報酬額等の未確定である数値を仮置きし、令和元年度実績（確定値）を用いて算出している。〕  
 このため、令和3年度保険料に加算・減算する実際の率とは誤差が生じる。

加算率0.007



※1 2.189%とは、令和元年度決算における総報酬額及び後期高齢者支援金の額を基に仮に算出した後期高齢者支援金の料率である。

※2 令和3年度保険料率に盛り込むインセンティブ分保険料率（0.007%）は、令和元年度総報酬額の実績に0.007%を乗じて令和3年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。

本試算においては、計算のためのデータがないため、0.007%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）